

「令和5年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1	
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三	
連絡先 (※いずれか一つで結構です)	電話番号	058-370-6867
	F A X	058-370-6860
	電子メールアドレス	ksatou@tcoop.or.jp
ご 意 見		
<p>1.総論として</p> <p>❖該当箇所：P1：計画策定の目的等について</p> <p>意見：</p> <p>昨年も同様の意見を提出しましたように、岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に食品関連事業者へのコンプライアンスを徹底することで、意識や品質管理の力量が向上し、食品等の安全性の確保が進んでいることが各種検査結果に表われています。それが食品に対する安心感の向上(安心層が不安層を上回るなど)にもつながっているものであると引き続き評価できると考えます。2003年の食品安全基本法の制定以降、日本の食品安全行政は大きく前進していると認識しており、岐阜県がその中でも高い水準の執行力を確保されることを期待します。</p> <p>私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。今後も、新型コロナとの共存社会において、食品安全行政が弛まず機能し、健康で安心な県民生活が送れるよう、本計画の推進を期待いたします。</p> <p>2.各論</p> <p>❖該当箇所：P2 (2) 実施機関、人員について</p> <p>意見：</p> <p>毎年意見を出しておりますように、食の安全・安心は県民のくらしの基礎です。近年は豚熱(CSF)や鶏インフルエンザ感染発生への対応に加え、新型コロナウイルス対応への県や自治体職員の負荷は恒常的に高まっています。2022年9月、岸田総理大臣は、今後のコロナ感染対策強化策の一つとして、厚生労働省の担当するいくつかの行政を親和性の高い省庁に移管することで、厚</p>		

労省の負担を軽減・スリム化すると発表しました。岐阜県においては 2022 年度で健康福祉部の体制を補強することにより新型コロナへの対応力を高めていると認識していますが、今後、国の動向を見ながらどのような食品安全行政の体制を目指すのか、は現実的な課題だと考えます。県を始めとして食品安全行政を担当する職員の健康管理や体制確保がすすむよう、引き続き予算や県全体の体制整備等の措置を要望します。

❖ 該当箇所：P7 5.(1)「HACCP に沿った衛生管理の定着」について

P14 (3)HACCP の取り組み支援 について

意見：

令和 4 年度計画までは、項目名は「促進・定着」であったものが、今回の計画案では「定着」となっています。令和 4 年度までの取り組みにより、「導入」から「定着」へステージが移ると解釈できますが、その通りでしょうか。昨年意見では、特に中小・零細や個人の事業者においては、理解や運用方法にまだ差異が大きい状況であり、「岐阜県 HACCP 導入を希望する施設」への積極的な支援を要望しました。その進捗結果や県としての到達点評価を教えてください。(質問)

❖ 該当箇所：P8 6「健康危機管理体制の整備」について

意見：

(2)の対象を「健康被害に関わる」と限定されました。一長一短あると推測しますが、対象を絞ることとした背景や、その目的や効果について説明してください。(質問)

意見：

(3)にある「食品安全連絡会議」とは新設される会議でしょうか。それとも既存の「岐阜県食品安全・安心」のことでしょうか。前者であれば補足情報を、後者であれば近年の開催状況や内容について説明してください。(質問)

❖ 該当箇所：P11 .c「カンピロバクターによる食中毒対策」について

意見：

令和 4 年度計画の中で追加されたことを評価する旨の意見を出した項目です。岐阜県でも発生事例が見られたことから、令和 4 年度は、事業者へ年度監視、消費者への啓発を行うことを課題としました。その取り組み状況や成果について教えてください。(質問)

❖ 該当箇所：P14(4)「衛生管理の指標の設定」について

意見：

昨年も要望意見を出し、「HACCP に沿った衛生管理を検証するための微生物学的指標を県独自で順次設定していく」と回答された項目です。今回の計画案では、その通りの記述となっていますが、令和 4 年度計画の中で課題とした、「県内で調理又は製造した食品の微生物による汚染状況の実態調査」について、実施状況や結果等を情報提供ください。

❖該当箇所：P15 「双方向のリスクコミュニケーション」「食品の安全・安心に関する教育の推進」について

意見：

新型コロナの行動規制が解除され、生活様式が戻りつつあることとあわせ、5月には感染法上の分類を「5類」へ移行することも予定されています。オンラインの活用も含め、コロナ社会におけるリスクコミュニケーションの実施手段を具体的に決めていくことがより重要です。一般の消費者に対しては、目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段の追求も重要です。消費者団体のアンケートによれば、期待される情報提供方法として、「TV番組での特集」「パンフレットやネットニュースなど簡易な読み物」「5分未満のネット動画」「漫画」が上位を占めるとの結果もあります。

消費者サイドから考えると、食品安全行政の仕組みの認知度に比べて信頼度が高いという傾向が年々高まっていると考えます。多くの人が普段は食の安全について深く考えることなく安全な食生活を送れていることは幸いである一方で、有用な情報を身近な手段で取得することができ、リスクコミュニケーションの機会を得られるようにしていくことが重要だと考えます。引き続き、消費者の声に耳を傾ける姿勢で、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県のDX対応力も駆使して食品安全行政の推進計画が実践されていくことを期待します。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp